

教職員の権利リーフ（女性部版）

2020 年版



あなたも府高教へ

TEL 06-6768-2106

E メール osakafko@jn3.so-net.ne.jp

いきいきと自分らしく働くために

集まれば元気、語り合えば勇氣、
仲間が集えれば力

今ある権利は、切実な願いやつぶやきを要求にして、みんなの力で実現してきたものです。仕事も家事も出産・子育て、介護もしながら、いきいき定年まで働き続けるために、要求を出し合い、みんなの力で権利を広げていきましょう。

大阪府立高校教職員組合 女性部



★★妊娠したら

教員の体育実技・負担軽減措置

- * 妊娠判明時から産休に至るまで、体育実技時間数、非常勤講師が配置されます。
- * 養護教諭には、養護助教諭が配置されます。

通院のための休暇

- * 妊娠 23 週まで・・・4 週間に 1 回
- * 24 週～35 週・・・2 週間に 1 回
- * 36 週～出産・・・1 週間に 1 回
- * 出産後・・・1 年前に 1 回
- * その他、医師が指示する回数

通勤緩和措置

朝夕各 30 分以内。1 日 1 時間以内にまとめることもできます。徒歩、自転車通勤でも可。

妊娠障害休暇

つわりや妊娠中の障害のために、14 日以内。1 日を単位として断続的に本人が必要な時とれます。産前休暇と特別産前休暇 7 日間（病休扱い）に引き続く場合は、常勤の代替者が配置されます。この場合は 2 週間前までに事由書を出します。

★★母性保護のために

生理休暇

- * 1 回につき 2 日以内。
時間単位、半日単位でもとれますが、1 日とカウントされます。
- * 「著しく困難」を判断するのは申請者本人。

★★不妊治療休暇

- * 1 会計年度につき 6 日以内（日または時間）
- * 医療機関からの「不妊治療連絡カード」「所定意見書」等で確認（無給）

人間ドック・婦人科検診

- * 共済組合、互助組合事業の人間ドックは年齢制限なく受診できます。健康管理に活用しましょう。

妊娠中の母体保護

- * 風疹の抗体検査を受けるときや、風疹感染を避ける職務免除もあります。
- * 時間外労働、休日労働、深夜労働をさせないように請求することができます（労働基準法第 65 条・66 条）。
- * 医師や助産師に、補食や休憩の必要を指導された場合、必要な時間が職免になります。



★★いよいよ出産

産前産後休暇

- *通算 16 週、ただし産後 8 週は必ず休まなければなりません。
- *取得期間は本人申請。
- *多胎妊娠には産前休暇が 8 週プラスされます。
- *代替者が配置され、引き継ぎ日があります。

パパの出産休暇

- 出産日～出産後 2 週間以内に、2 日、1 日、または時間単位でも取得できます。
- (特別休暇)



★★育児のために

育児休業

- *子どもの 3 歳の誕生日前日まで。男女すべての教職員、夫婦同時にとることもできます。
- *1 度復帰しても、もう 1 度とれます。常勤の代替者が配置されます。
- *無給。ただし 1 歳の誕生日前日（保育所に入れないなどの特別事情がある場合は 2 歳）まで、共済組合から育児休業手当金が支給されます。
- *共済掛け金は免除。互助組合掛け金は免除されませんが、育児休業支援金 5000 円が給付されます。

特別産後休暇

産前産後休暇に連続する 7 日間の休暇。病気休職扱いに改悪されています。

早産・流産・死産のときには

11 週まで・・・病気休暇（2 週間）

要診断書

12 週以上・・・16 週の特別休暇、要診断書

男性職員の育児参加のための休暇

- *妻の出産予定日の 8 週前（多胎の場合は 16 週）から産後 16 週までの間に年 5 日以内、日または時間単位でとれます。
- *当該の子または小学校就学前の子の養育のため。(特別休暇)

育児時間（有給）

- *子どもが 1 歳 6 カ月になるまで。
- 1 日 90 分まで、2 回に分割も可。(特別休暇)

育児・子育てのための部分休業

- *小学校 3 年生まで。
- 1 日 2 時間まで、15 分単位でとれます。
- *育児時間もとる場合は、合計して 2 時間まで。
- *休業分の給料は減額されます。

育児にかかる早出遅出勤務

- *子どもの小学校入学まで。
- *始業及び終業の時刻を 15 分単位で設定できます。(8:00~17:45の間)



★★家族の介護・看護が必要な時

介護欠勤

- *年 30 回。1 日 1 回。時間取得でも 1 回とカウントされます。
- *申請書提出。診断書等は原則不要。
- *給与は減額。代替の配置はありません。

短期の介護休暇（有給）

- *被介護者（2 親等以内）1 人につき年 5 日、2 人以上は 10 日。時間単位も可。

介護休暇

- *被介護者の継続する状態ごとに 180 日まで。
- *代替者配置（30 日以上継続取得する場合）。
- *無給（共済組合より休業手当金あり）。

育児のための短時間勤務制度

- *小学校入学まで。
- *1 ヶ月前までに申し出る。
- *非常勤の代替者が配置されます。
- *勤務形態は 4 つのパターンから選択し、給与は勤務時間に応じて支給されます。

子どもの看護休暇

- *中学校入学前までの子のケガ・病気の看護、予防接種、健康診断。
- *年 5 日以内(子が複数の場合は 10 日以内)、時間単位でもとれます。
- *診断書は不要です。